

平成31年度 第1回庁議要旨

日時：平成31年4月9日（火）

午前9時～午前10時

会場：庁議室

[審議事項]

1 東北福祉大学との包括連携協定について（復興政策部）

東北福祉大学は、東日本大震災発災直後に同大学の学生らが中心となり、仙台・石巻間のボランティア用シャトルバスの送迎支援を行うなど、ボランティア活動を通して被災地支援の取組を継続して行っている。

また、平成30年5月からNPO法人ジョイフル網地島と連携し、網地島の地域資源を活かした離島振興事業に積極的に取り組んでいる。

この度、平成31年2月に、東北福祉大学より包括連携協定を締結したいとの申出があり、連携事項や具体的な取組について関係課と協議を行ってきた。

相互の幅広い連携・協力関係を深め、地域社会の活性化を図るとともに、地域の魅力を活かした人材育成による地域振興の好循環を目指すもの。

(1) 主な内容

① 連携事項

地域の発展に関すること。

大学及び地域の人材育成に関すること。

学術・学際に関すること。

その他甲、乙が必要と認めること。

② 協定締結期間

協定締結の日から1年間（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

平成31年4月26日 協定締結式

[報告事項]

1 復興推進計画（法第17条「応急仮設建築物活用事業」関係）の変更認定について

（復興政策部・建設部）

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された行政庁舎や工場、校舎等の存続期間は、建築基準法の規定により最長2年3か月とされているが、復興推進計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、存続期間の延長を図っている。

今後、1年以内に期限を迎える応急仮設建築物について、存続期間の延長をすることで、復興事業の促進を図るもの。

(1) 主な内容

本市の応急仮設建築物のうち、仮設店舗等の4施設について、必要な建築物を再建するまでの間、存続期間を延長した。

NO.	施設名称	変更後	変更前
1	牡鹿鮎川浜仮設店舗	H26. 2. 20～H32. 3. 31	H26. 2. 20～H31. 3. 31
2	鹿島道路株式会社北日本支社作業員宿舎	H26. 4. 27～H33. 3. 31	H26. 4. 27～H31. 4. 26
3	雄勝郵便局	H26. 2. 15～H33. 3. 31	H26. 2. 15～H31. 3. 31
4	東北地方整備局北上川下流河川事務所	H27. 3. 29～H33. 3. 31	H27. 3. 29～H31. 3. 28

2 石巻市消防団員等公務災害補償の見直しについて（総務部）

消防団員や消防活動に協力した者（消防作業従事者）等が、消防活動中の負傷等により介護を要する状態となった場合、市町村は介護に要した費用を介護補償として支給することとされている。

介護補償の額は「常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額」とされ、労働者災害補償と同額を告示により定めている。

今般、労働政策審議会から答申されたことに基づき、労働者災害補償保険法施行規則に定める介護補償の額が増額改定された。

これに合わせ、消防団員等の損害補償に係る介護補償についても増額改定されたことから、石巻市消防団員等公務災害補償条例も同様に改正が必要となった。

損害補償に係る介護補償の額を改正することで、消防団員等に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図るもの。

(1) 主な内容

① 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償額の改定（月額）

対 象		改 正	現 行
ア 常時介護を要する場合	(ア) 最高限度額	165,150円(59,860円増)	105,290円
	(イ) 親族等による介護を受けているときの最低補償額	70,790円(13,600円増)	57,190円
イ 随時介護を要する場合	(ア) 最高限度額	82,580円(29,930円増)	52,650円
	(イ) 親族等による介護を受けている場合の最低補償額	35,400円(6,800円増)	28,600円

② 施行年月日 平成31年4月1日

(2) 今後の予定

平成31年3月31日付けで石巻市消防団員等公務災害補償条例について一部改正の専決処分を行い、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

3 石巻市災害廃棄物処理計画の策定について（生活環境部）

国は、東日本大震災及び近年全国各地で発生した大雨、竜巻、台風等の被害への対応から得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成26年3月に震災廃棄物対策指針及び水害廃棄物対策指針を統合した「災害廃棄物対策指針」を策定し、その後、平成30年3月に改定を行った。

また、平成27年8月には廃棄物処理法を改正し、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、地方公共団体に対し「災害廃棄物処理計画」の策定とその適宜見直しが求められている。

国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、宮城県が策定した災害廃棄物処理計画と整合を図りつつ、今後発生が予測される大規模地震や津波等により発生した災害廃棄物（避難所ごみを含む）の処理を適正かつ迅速に行うため、事前に必要な事項を定め、衛生状態の悪化及び環境汚染の最小化を図るもの。

(1) 主な内容

① 主な策定項目

- ア 災害廃棄物の仮置場の設置及び運用方針
- イ 生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等を含めた処理体制
- ウ 周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制
- エ 他の市町村等を支援する場合も想定し、平時から、資機材や人材の応援、広域的な処理の支援体制を検討

② 対象とする災害と想定する災害

対象とする災害	想定する災害
地震災害	宮城県沖地震（単独）（連動）（海洋型）
風水害、その他 自然災害	過去の風水害等で被害が大きかったもの。
	平成14年（大雨・洪水） 台風6号。旧市内で総雨量227.5mm。床上浸水57戸、床下浸水305戸等。
	平成18年（暴風雨） 猛烈に発達した低気圧が県内を通過。総雨量は石巻で196mm、雄勝で311mm、石巻で最大瞬間風速32.5m/s。住宅半壊4棟、住宅一部破損207棟、床上浸水38棟、床下浸水161棟等。

※詳細は別紙「石巻市災害廃棄物処理計画（概要版）」のとおり

(2) 今後の予定

- 平成31年4月 災害廃棄物処理計画告示
ホームページ掲載

4 特定一般廃棄物（汚染稲わら）焼却処理の完了について（生活環境部）

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本市においても放射性物質で汚染された稲わらが発生した。

これらは各農家の敷地内等に保管され各種作業に支障を来しており、また、汚染された稲わらは保管後7年以上が経過していることから、腐敗による悪臭や火災の発生等周辺住民からの風評被害が懸念されていた。

このことから、平成30年10月から市内農家に保管されている汚染稲わらを石巻広域クリーンセンターにおいて一般廃棄物と混合して試験焼却を開始し、本年3月に焼却処理が完了した。

市内で保管されている汚染稲わらを焼却処理することで、保管する各農家の負担を解消するもの。

(1) 主な内容

市内11戸で保管していた71,356キログラム(当初計画69,790キログラム)の稲わらを、石巻広域クリーンセンターにおいて一般廃棄物と混合して焼却処理した。

また、排出された焼却灰426,856キログラムについては、河南一般廃棄物最終処分場に搬出し、埋立て処分している。

(2) 今後の予定

現在、河南一般廃棄物最終処分場において、埋め立てた焼却灰に不透水層等4層の覆土を敷設しており、また、当初の業務委託契約期間は平成30年9月10日から平成31年3月25日までとされていたが、処理量の増加と焼却処理における安全確保を優先したことで事業期間が延伸し、平成31年4月25日に業務完了予定。

5 高齢者肺炎球菌予防接種の経過措置期間の延長について(健康部)

平成26年7月に予防接種法施行令の一部改正がなされ、高齢者の肺炎球菌予防接種が定期接種に追加されるとともに5年間の経過措置が設定され、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳(初年度のみ101歳以上も含む)を対象としていたが、この経過措置が更に5年間延長されることとなった。

高齢者の肺炎球菌予防接種の接種機会を引き続き提供するため、定期接種の対象者の拡大を継続するとともに、接種率向上を図るもの。

(1) 主な内容

平成31年3月31日までの経過措置として5年間実施してきた接種対象者の拡大を「平成31年4月1日から平成36年3月31日」までの5年間延長するもの。

接種対象者は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の者(平成31年度のみ100歳以上)とする。

	H26.9.30 まで	H26.10.1～ H27.3.31	H27.4.1～ H31.3.31	H31.4.1～ H32.3.31	H32.4.1～ H36.3.31	H36.4.1 ～
定期接種	なし	・65歳、70歳、 75歳、80歳、 85歳、90歳、 95歳及び100 歳以上の方	・65歳、70歳、 75歳、80歳、 85歳、90歳、 95歳、100歳 の方	・65歳、70歳、 75歳、80歳、 85歳、90歳、 95歳、 100歳以上の方	・65歳、70歳、 75歳、80歳、 85歳、90歳、 95歳、 100歳の方	・65歳
		・60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器又は免疫機能に障害がある方				

(2) 今後の予定

平成31年4月 石巻市肺炎球菌予防接種実施要綱の一部改正(平成31年4月1日施行)
対象者へ通知及び市報・ホームページ等により周知

6 風しんに関する追加的対策の実施について(健康部)

平成30年7月以降、30代から50代の男性を中心に風しん患者が増加しており、制度上、同世代の男性は風しんの予防接種の機会が無く、抗体保有率が80%と低い状況にある。

平成32年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、人の往来が活発化し、国内で流行している感染症が当該期間中に拡大する恐れがあることから、早急に風しんの発生及びまん延を予防するための対策が必要となっている。

その中で、国は平成33年度末までに対象世代の男性の風しん抗体保有率を90%以上に引き上げることを目標に掲げ、風しんに関する追加的対策に取り組むこととしている。

風しんの発生及びまん延を予防し、感染症の拡大を防止するもの。

(1) 主な内容

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（対象世代の男性）を風しんに係る定期の予防接種の対象者として追加する。

【風しん追加的対策の実施方法について】

- ① 抗体検査の受検目標の達成に計画的に取り組むため、3か年計画（平成31年度～平成33年度）で段階的に行う。
- ② 1年目（平成31年度）は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、風しんの抗体検査及び予防接種のクーポン券を送付し、抗体検査後、抗体価が低い者に対し、予防接種を行う。
- ③ なお、1年目にクーポン券を送付しない昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性についても、希望があれば、クーポン券を発行し抗体検査を受検できることとする。
- ④ 2年目以降については、国からの対応方針が示され次第、実施方法を検討する。

(2) 今後の予定

平成31年4月	石巻市予防接種費用助成要綱の一部改正（平成31年4月1日施行）
4月下旬	対象者にクーポン券を送付
5月	抗体検査、予防接種の実施
平成34年3月	風しんに関する追加的対策の終了

【その他】

- ・ 市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針（復興政策部）
- ・ 平成31年第2回定例会会期日程（案）（総務部）
- ・ 日和山公園観桜期間の設定について（産業部）
- ・ いしのまき観光大使について（産業部）

以上